

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成18年8月23日
【事業年度】	第1期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）
【会社名】	ジャパンパイル株式会社
【英訳名】	JAPAN PILE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藪内 貞男
【本店の所在の場所】	大阪市中央区高麗橋2丁目1番10号
【電話番号】	06(6226)5991
【事務連絡者氏名】	取締役 細川 義隆
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区高麗橋2丁目1番10号
【電話番号】	06(6226)5991
【事務連絡者氏名】	取締役 細川 義隆
【縦覧に供する場所】	ジャパンパイル株式会社東京事務所 （東京都中央区新川一丁目17番18号（白鹿茅場町ビル）） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年6月30日に提出した第1期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）有価証券報告書の記載に訂正を要する箇所があったため、有価証券報告書の訂正報告書を提出いたします。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の内容

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

(3) 役員報酬及び監査報酬の内容

(4) 会計監査の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____ 罫で表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社の利益配分につきましては、収益力の向上及び企業体質の強化を図ることを前提に、業績に応じて配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり8円の配当を実施することを決定しました。この結果、当期の配当性向は102.8%となりました。

(訂正後)

当社の利益配分につきましては、収益力の向上及び企業体質の強化を図ることを前提に、業績に応じて配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり8円の配当を実施することを決定しました。この結果、当期の配当性向は102.8%となりました。

内部留保資金につきましては、将来にわたる株主の利益確保のため、当社グループの今後の事業展開に有効に活用していく所存であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(前文・図表省略)

会社の機関の内容

当社の経営体制は、取締役は7名、監査役4名、執行役員21名(当社取締役との兼任者7名を含み、事業子会社の取締役が兼任。)となっております。業務執行上の主要な案件については、事業子会社で週に一度開催される常務会または本部長会議において方針・具体策が審議され、グループ全体に関する事項は当社の執行役員会議に委ねられます。なお、商法上取締役会に諮る必要のある重要案件については、取締役会に上程され最終的な意思決定を行っております。取締役会は、取締役社長が議長を務め、取締役に加え監査役全員が出席し行われる体制となっております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査については、業務管理部内の内部監査室が当社及び事業子会社に対して業務監査及び会計監査を実施しております。監査は年度間の監査計画に基づき継続的に行う定期監査と、状況に応じて適宜実施する随時監査があり、結果はその都度、当社の取締役及び監査役会、並びに被監査会社の取締役会及び監査役会に報告しております。

監査役監査については、取締役会をはじめとする部門長会議等の重要な会議に出席し、実施しております。また、事業子会社の内部監査担当部署と連携して業務監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会へ報告を行っております。なお、社外監査役と当社との間には、特筆すべき取引関係、その他の利害関係はありません。

会計監査については、新日本監査法人が当社並びにグループ会社全体に対して商法及び証券取引法に基づく監査を実施しております。その結果は、当社取締役及び監査役に対して報告されます。

コンプライアンス機能

(省略)

(3)役員報酬及び監査報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬、及び監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

役員報酬		監査報酬	
取締役を支払った報酬	14百万円	監査契約に基づく監査証明に係る報酬	8百万円
監査役を支払った報酬	18百万円		
計	32百万円		

(4)会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び勤続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定社員	高橋 嗣雄	新日本監査法人
業務執行社員	伊藤 嘉章	

(注) 1. 継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

2. 同監査法人は、すでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

3. 監査業務に係る補助者は、公認会計士2名及び会計士補7名で構成されております。

(訂正後)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(前文・図表省略)

会社の機関の内容

当社の経営体制は、取締役は7名(本報告書提出日現在9名)、監査役4名、執行役員21名(当社取締役との兼任者7名を含み、事業子会社の取締役他が兼任、本報告書提出日現在24名)となっております。業務執行上の主要な案件については、事業子会社で週に一度開催される常務会または本部長会議において方針・具体策が審議され、グループ全体に関する事項は当社の執行役員会議に委ねられます。なお、商法上取締役会に諮る必要がある重要案件については、取締役会に上程され最終的な意思決定を行っております。取締役会は、取締役社長が議長を務め、取締役に加え監査役全員が出席し行われる体制となっております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査については、業務管理部3名(本報告書提出日現在5名)の内部監査室が当社及び事業子会社に対して業務監査及び会計監査を実施しております。監査は年度間の監査計画に基づき継続的に行う定期監査と、状況に応じて適宜実施する随時監査があり、結果はその都度、当社の取締役及び監査役会、並びに被監査会社の取締役会及び監査役会に報告しております。

監査役(4名(うち、社外監査役1名、本報告書提出日現在社外監査役2名))監査については、取締役会をはじめとする部門長会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監視できる体制となっております。また、事業子会社の内部監査担当部署と連携して業務監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会へ報告を行っております。

会計監査については、新日本監査法人が当社並びにグループ会社全体に対して商法及び証券取引法に基づく監査を実施しております。その結果は、当社取締役及び監査役に対して報告されます。

内部監査室、監査役及び会計監査人は、定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

コンプライアンス機能

(省略)

(3) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害關係の概要

社外取締役は1名(平成18年6月29日開催の当社定時株主総会において就任)社外監査役は2名であります。社外取締役、社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害關係はありませんが、社外監査役 米田秀実氏が属します「弁護士法人 淀屋橋・山上合同」と当社は、法務全般に関する顧問契約を締結しており取引がございます。この取引は、当社と関係を有しない他の取引先と同様の取引条件によっております。

(4) 役員報酬及び監査報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬、及び監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

役員報酬

取締役を支払った報酬	14百万円
監査役を支払った報酬	18百万円
計	32百万円

監査報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	8百万円
それ以外の業務に基づく報酬	-百万円
計	8百万円

(5) 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び勤続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定社員	高橋 嗣雄	新日本監査法人
業務執行社員	伊藤 嘉章	

- (注) 1. 継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。
2. 同監査法人は、すでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
3. 監査業務に係る補助者は、公認会計士2名及び会計士補7名で構成されております。